

第 1 回検討会における主な意見

1. 基本的考え方

- 化学物質による災害、作業環境の状況等を分析し、災害が多い業種など、優先順位をつけて対応を行うべきである。
- 化学物質規制を考える上で、現実に実行できる方法であること、リスクベースであることが大事である。
- 中小企業は、川下で化学物質を使用する機会が多い中、知らないうちに問題のある物質を使用している場合もあり、情報伝達など何らかの対応が考えられないか。
- 管理濃度が定められている化学物質のみ対応するのではなく、許容濃度等が明らかでない多くの物質について許容濃度等を超えないようにインダストリアル・ハイジニスト等が管理する形にすることが必要である。

2. 人材育成

- 化学物質管理は重要ではあるが、管理の範囲が拡大し、また、複雑になっている中、ベテラン社員が退職しており、人材育成は重要な課題である。
- 社外の専門家に化学物質のリスクに関して相談している所は少ない。
- 事業所では、1つの部署で労働安全衛生、保安防災、環境保全、品質管理を行っている所も多く、化学物質の管理の人材も多面的に考えることが必要である。
- 化学物質の管理をリスクベースにすることが大事であり、このためには、質的な判断ができる人材の育成が必要である。
- 日本でもインダストリアル・ハイジニストを養成し、現場の化学物質管理を行う仕組みの導入を検討すべきである。

3. ばく露防止措置・作業環境等

- 作業環境測定結果の報告は義務づけるべきである。
- 中小企業等においてもリスクアセスメントの実効性が担保できる制度を考えなければならない。
- ばく露防止措置のうち、手袋についての選定基準がないことが問題である。
- マスクについて、適切に選択し、適切に使用されているかといったことを事業者に確認させる仕組みが必要ではないか。

4. 特殊健康診断等

- 特殊健康診断について、第一管理区分が継続していて、ほとんどばく露がないような

場合は、頻度を減らす等の軽減もできるようにすべきである。

- 特殊健康診断の結果等について、集約して保存する仕組みや、過去を含めて追いかけるような仕組みが作れないか。

5. 情報伝達

- 化学物質の情報伝達について、川上～川下まで、企業秘密にも留意しつつ、上手く共有できる仕組みが必要ではないか。
- 欧米では、全ての危険・有害な化学物質は全てが対象となっているが、日本は対象を限定しており、まずは対象を限定しないという考え方から取り入れるべきである。
- 安全データシート（SDS）を最新の情報にしておく仕組みが必要である。

6. 他の法令との連携

- 化審法や化管法など、他の法令との整合性・連携をなるべく図り、重複や齟齬のないようにしてほしい。
- 化学物質管理に関する各省所管の法令について、目的が違っていても発散抑制など結果的に求める手段が同じならば共通化していくことが必要である。

7. その他

- ナノ物質など個別の化学物質等に関する研究等も課題である。